

# がん診療施設施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成を図るため、がんの診断及び治療を行う病院の施設整備を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により策定した和歌山県計画に基づき実施するがん診療施設施設整備事業とする。

2 補助事業を実施できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 日本赤十字社

(2) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(3) 全国厚生農業協同組合連合会

(4) 社会福祉法人北海道社会事業協会

(5) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は同条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額以内の額

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	2部	別途通知
経費所要額調	別記第2号様式		
補助対象工事の工事設計図及び工事仕訳書			
歳入歳出予算書の抄本			
その他参考となるべき資料			

(交付条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物（以下「財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担金又は補助金を受けてはならない。

（変更の承認）

第6条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第5号様式）に第4条の表に定める様式等を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前条の事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

（交付決定前着手の届出）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手するときは、交付決定前着手届（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告の様式）

第9条 規則第11条の規定により提出する状況報告の様式は、別記第7号様式によるものとし、補助事業者は、知事が別に通知する日までにこれを提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第10条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとし、事業の完了の日から起算して25日を経過した日（第5条第1号ウの規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して25日を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

書 類	様 式	提出部数
事業実績報告書	別記第8号様式	2部
経費所要額精算書	別記第9号様式	
事業に係る歳入歳出 決算書（見込書）の抄本		
補助事業完成後の建物の全 景及び補助対象事業の概要 を示す写真		
契約書の写し		
補助事業完了後の建物の構 造概要及び平面図（各室の 用途を示すこと。）		
補助対象工事の工事設計図 及び工事仕訳書		
建築基準法（昭和25年法 律第201号）第7条第5 項の検査済証の写し		
その他参考となるべき資料		

（補助金の返還）

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について補助事業者に対し返還することを命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成 27 年 9 月 28 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

基 準 額	対 象 経 費
<p>次に掲げる基準面積に別表 2 に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 1,300㎡</p>	<p>がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1)診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等)</p> <p>(2)がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)</p>

(注)

- 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

別表 2 (第 3 条 関係)

1 平方メートル当たり単価表

種目等	構造別	単価(円)
病棟	鉄筋コンクリート	172,500
	ブロック	150,300
診療棟	鉄筋コンクリート	192,800
	ブロック	168,500

(注) 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。